

スマホビジョン利用契約約款

第1条 目的

MXモバイル株式会社（以下「当社」といいます）は、当社が提供するサービス「スマホビジョン」（以下「本サービス」といいます）を当社が定めた「スマホビジョン利用契約約款」（以下「本利用約款」といいます）に従って提供します。

第2条 通知の方法

本利用約款に係る事項について、当社から本サービスを利用しようとする者（以下「契約者」といいます）に対する通知の方法は、当社ホームページ上への掲示、文書、Eメール、その他当社が指定する方法によるものとします。

第3条 本利用契約の成立

契約者が、当社が指定した方法によりスマホビジョン利用契約を申込み、当社がユーザID・パスワードを発行したことをもってスマホビジョン利用契約は成立します。

2. スマホビジョン利用契約成立後は、契約者には本利用約款が適用されるものとします。

第4条 約款の変更

当社は、契約者の承諾なく本利用約款を変更することができます。本利用約款の変更が、第2条（通知の方法）に定める方法に従って契約者に通知された場合、以後契約者には変更後の約款が適用されます。

第5条 料金等

契約者は、当社に対し、初期登録料、月額使用料等の料金（以下「料金等」といいます）を当社が定める金額・方法により支払うものとします。当社は、いかなる場合にも契約者が支払った料金等を返還しないものとします。

2. 料金等の課金開始日は第3条によりスマホビジョン利用契約が成立した日とします。契約者は、当社の請求に基づき、当社が指定する日をもって料金等を支払うものとします。

3. 契約者は、料金等の支払を遅延した場合は、年率 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第6条 本サービスの停止

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて本サービスを停止することがあります。なお、各号における当社の判断理由・内容等については、契約者に開示しない場合があります。

- (1) 料金等または遅延損害金を支払期日経過後も支払わないとき（一部の未払を含む）、もしくはそれらのおそれがあるとき。
- (2) 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
- (3) 契約者が第三者に対して迷惑行為を行ったとき、第三者から契約者に対して抗議があったとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
- (4) 本利用約款の規定に違反すると当社が判断したとき。
- (5) 前各号に掲げる事項の他、契約者の責めに帰すべき事由で、当社の業務の遂行または当社サーバを含む当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- (6) 契約者が仮差押、差押等の処分を受けたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
- (7) 契約者が、民事再生手続、破産、会社更生等の申立てをし、または第三者により申立てられたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
- (8) 契約者が日本および他各国で定められた法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
- (9) 契約者が第29条に違反したとき。
- (10) その他当社が契約者に対して本サービスを提供することが不相当と判断したとき。

第7条 本サービスの中止

当社は、次の各号の何れかに該当する場合、本サービスを中止することがあります。

- (1) 当社サーバを含む当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - (2) 当社サーバを含む当社の電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき。
 - (3) 電気通信事業者または当社指定管理会社が電気通信サービスの提供を中止することにより本サービスの提供を行うことが困難になったとき。
 - (4) 法令又は公的機関による規制、停止命令等が適用されたため本サービスの提供が制限されたとき。
 - (5) その他当社が「スマホビジョン」サービスを遂行する上で必要と判断したとき。
2. 当社は、前項(1)および(5)の規定により「スマホビジョン」サービスを中止しようとするときは、その 14 日前までにその旨を契約者に、当社の定める方法で通知します。但し、当社の判断により緊急やむを得ない場合には、この限りではありません。また、前項(2)ないし(4)の規定により本サービスが中止される場合には、事前の通知はありません。

第8条 通信利用の制限・中止

当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限し、または中止する措置を取ることがあります。

2. 契約者は、当社サーバを含む当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしてはならないものとします。このような行為があったときには、当社は契約者の利用を制限または中止することがあり、更に、当社に損害が発生した場合には、契約者に対して損害賠償請求をすることがあります。

第9条 本サービスの停止等が生じた場合の料金等の支払

第6条（本サービスの停止）乃至第8条（通信利用の制限・中止）の規定により、本サービスの停止、中止また

は制限を受けたとしても、契約者は、本利用約款の定めにより料金を支払うものとします。

第10条 サービス品目の廃止

当社は、当社の判断により本サービスの特定のサービス品目を廃止することがあります。この場合、当社は契約者に対し、廃止の14日前までにその旨を通知します。

第11条 契約者の禁止行為

契約者は本サービスの利用にあたって、以下の行為をしないものとします。

- (1) わいせつ、賭博、暴力、残虐に関する情報の発信、送信仲介、受信等、公序良俗に反する行為、もしくは、そのおそれのある行為
 - (2) 「児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」に違反する行為、もしくはそのおそれのある行為
 - (3) 本サービスを利用して、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」に規定する映像送信型性風俗特殊営業、または「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」に規定するインターネット異性紹介事業を行うこと、もしくはそのおそれのある行為
 - (4) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、もしくはそのおそれのある行為
 - (5) 他人の名誉、信用を毀損しあるいは誹謗中傷する行為、もしくはそのおそれのある行為
 - (6) 他人の著作権、商標権その他の権利を侵害する行為、もしくは、そのおそれのある行為
 - (7) 性的、民族的、人種的その他の差別を助長するような行為、もしくはそのおそれのある行為
 - (8) 犯罪行為、犯罪行為を導くような行為、もしくはそれらのおそれのある行為
 - (9) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール(いわゆる「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、およびそれに類似する行為
 - (10) 他人の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤルQ2等の高額な通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為
 - (11) 他人の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、もしくはそのおそれのある行為
 - (12) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為、もしくはそのおそれのある行為
 - (13) 他人のID あるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為
 - (14) 有害プログラムを含んだ情報、偽造、虚偽または詐欺的情報、法令(公職選挙法等)に違反する情報を発信、送受信仲介、受信する行為、もしくはそのおそれのある行為
 - (15) 「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」に違反する行為
 - (16) その他、法令に違反する行為、もしくはそのおそれのある行為
 - (17) 本サービスの運営を妨げ、もしくは当社の業務営業を妨げ、また妨げるおそれのある行為
 - (18) その他、当社が不適切と判断する行為
2. 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。
 3. 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとき当社で判断した場合、当社は、第6条(本サービスの停止)、第19条(当社が行うスマホビジョン利用契約の解除)に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第12条 遵守事項

契約者は、本サービスの利用にあたって以下の点を遵守するものとします。

- 契約者の顧客(以下「顧客」という。)からメールアドレスや氏名等の個人情報(以下「個人情報」という。)を収集する際は、当社の指定する方法により顧客に対して個人情報を収集する目的を明示し、目的以外に使用しない旨説明を行うものとする。
2. 前項の規定に拘らず、本サービスの利用にあたり、契約者は、いかなる理由においても、顧客から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)に定める個人番号(マイナンバー)及び特定個人情報を、顧客から収集、利用、管理してはならないものとします。
 3. 契約者が、前項の規定に違反した場合、当社は、何ら費用と責任を負うことなく、第6条(本サービスの停止)第19条(当社が行うケータイサラダ利用契約の解除)、契約者が収集した一切の情報・データの削除のほか、当社が契約者の違反行為により被った損害・費用等を契約者に請求することができます。

第13条 帰責事由

当社の責めに帰すべき事由によらずに本サービスを提供できなかったときは、当社は、一切その責めを負わないものとします。また、契約者が本サービスの利用に関して被った利益の喪失、データ損失等にかかる損害、その他一切の損害(財産的損害か非財産的損害かを問わない)について、当社は理由の如何を問わず責任を負わないものとします。

第14条 データ喪失等

当社は、第6条乃至第9条に該当する場合、本サービスに関するデータの喪失等について、何らの保証責任を負わないものとします。

第15条 情報等

当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報等(コンピュータプログラムを含みます)について何らの保証責任も負わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害等に対しても、何ら

の責任を負わないものとします。

第16条 訴訟

契約者は、本サービスの利用に関連し、他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、他の契約者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を処理するものとし、当社が相手方とされた場合には、その処理費用の負担を含め当社の出捐一切を補償するものとします。

第17条 使用環境

当社は、本サービスの提供に際し、電気通信事業者または当社指定管理会社が提供する電気通信サービス、インターネットサービスプロバイダー（ISP事業者）が提供するインターネット接続サービス及び契約者が保有するパソコン機器または携帯電話端末及びインターネット接続環境等において生じる問題及び損害については、何らの保証責任も負わないものとします。

第18条 契約者による解約

契約者が、スマホピジョン利用契約の解約を希望するときは、解約の意思表示をした日が属する月の当月 20 日をもってスマホピジョン利用契約を解約することができます。但し、当該意思表示をした月の当月 20 日までに当社へ別途通知が到達することを条件とし、当月 20 日までに到達しない場合、解約日は翌月 20 日とします。

第19条 当社による解除

当社は、契約者が、第6条の何れかに該当する場合、第11条に違反した場合、申込の際当社に対して虚偽の事実を申告していたことが発覚した場合、直ちにスマホピジョン利用契約を解除することができます。

2. 当社は、前項の規定によりスマホピジョン利用契約を解除するときは、契約者にその旨を通知します。

3. 当社は、当社の判断により、本サービスを終了することができるものとします。この場合、当社は契約者に対し、本サービスの終了の 6 ヶ月前までにその旨を契約者に通知します。

第20条 使用許諾

当社は、本利用約款に基づき当社が提供する本サービスのソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます）の譲渡不能の非独占的な使用を第 20 条乃至第 23 条に従い許諾（以下「本使用許諾」という）するものとします。

本使用許諾においては、ユーザ登録を行った契約者の本サービスを利用する目的に対してのみ本ソフトウェアを使用することを許諾します。

第21条 本使用許諾における権利と制限

契約者は、本ソフトウェアもしくはドキュメントを複製、修正、翻案、頒布、貸与、リース及び担保設定することはできません。また、その他これらに関する権利を譲渡することはできません。

2. 契約者は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または本ソフトウェアの派生製品等を作成することはできません。

3. 本ソフトウェアは一つの製品として許諾されており、契約者はその構成部分を分離して使用することはできません。

第22条 本使用許諾の解除

スマホピジョン利用契約が解約もしくは解除された場合、本使用許諾は即時解除となり、本使用許諾に基づくライセンスは自動的に消滅します。その場合、契約者は、本ソフトウェア、構成部分、ドキュメントを破棄しなければならないものとします。

第23条 責任の制限

当社の責めに帰すべき事由によらずに本ソフトウェアの使用ができなかったときは、当社は、一切その責めを負わないものとします。

2. 当社は、本ソフトウェアに含まれた機能が契約者の要求を満足させるものであること、本ソフトウェアが正常に作動すること、もしくは本ソフトウェアの瑕疵が修正されること、の何れも保証致しかねます。

また、当社は、本ソフトウェアに関する第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いかねます。

第24条 本サービスの各コンテンツに関する著作権等

本サービスの各コンテンツ、本ソフトウェア及びドキュメント等の文書およびその他の著作物の所有権および著作権・商標権その他知的財産権は、当社に帰属します。

2. 前項の著作物は、著作権法及び著作権に関する条約によって保護されており、契約者は、本ソフトウェアの使用、改変、複製、頒布その他の行為により著作権法その他の法律に違反し、もしくは他人の著作権を侵害した場合には、その責めを負うものとし、かかる違反もしくは侵害により当社が損害を被り、もしくは被るおそれがあるときは、当社を防御、免責、補償するものとします。

第25条 秘密保持

当社は、本サービスに関連して知り得た契約者の業務上の秘密（通信の秘密や個人情報を含みます）を、法令に基づく場合を除き第三者に漏らしません。但し、契約者の承諾を得た場合には、この限りではありません。

第26条 契約者情報

ご提出いただいた契約者の情報は、次の目的に利用いたします。

①ご利用料金の請求業務 ②スマホピジョンに関するサービス情報の告知、システムメンテナンスの告知

ご提出いただいた契約者の情報は、第三者が不当に触れることができないようにするため、合理的な範囲で厳重な管理体制のもとで当社が保管いたします。また、保管する必要がないと当社が判断した場合、当社は、個人情報を速やかに消去いたします。

ご提出いただいた契約者の情報は、業務上の必要に応じて、当社が個人情報を適正に扱っていると判断し、契約において個人情報の適切な管理について定めた、当社の事業協力会社等に預託または提供する場合がご

ざいます。なお、提供を行う場合、当社は、予め契約者の同意を得るものといたします。

第27条 権利義務譲渡の禁止

契約者は、本利用約款上の権利および義務を第三者に譲渡・貸与・担保に付与することはできません。

第28条 損害賠償

契約者が本利用約款に違反して当社に損害を与えた場合、当社は当該契約者に対して、当社が被った損害の賠償を請求できるものとします。

第29条 反社会勢力との取引排除

契約者は、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業・団体、総会屋、社外運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の暴力的または不当な要求等により市民社会の安全・秩序に脅威を及ぼすおそれのある団体及び個人（以下、「反社会的勢力」といいます）との取引排除に関し、次の各号に定める事項を当社に表明し保証します。

- ① 自己、自己の役員（取締役、監査役、執行役、執行役員及びこれらに準じる者をいう。以下同じ）及び自己の代理人が、反社会的勢力でないこと、また反社会的勢力でなかったこと。
 - ② 自己、自己の役員及び自己の代理人が、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと。
 - ③ 自己、自己の役員及び自己の代理人が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していると認められる関係を有しないこと。
 - ④ 自己、自己の役員及び自己の代理人が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
 - ⑤ 自己、自己の役員及び自己の代理人が、自らまたは第三者を利用して、当社に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、当社の名誉や信用を毀損せず、また、当社の業務を妨害しないこと。
2. 契約者は、前項を確認することを目的として当社が行う調査に協力するものとします。
 3. 契約者は、前二項に違反し、またはそのおそれがあることが判明した場合には、当社に直ちに通知するものとします。

第30条 合意管轄裁判所

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本利用約款は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

以上

MXモバイル株式会社
東京都江東区豊洲三丁目2番24号

スマホピジョンサイト構築サービス利用約款

MXモバイルリング株式会社(以下「当社」といいます)は、当社が提供する「スマホピジョン」(以下「スマホピジョンサービス」といいます。)用のサイト構築サービス(以下「本サービス」といいます。)を本利用約款に従って提供します。

第1条 (本サービス)

当社が提供する本サービスの内容は次の通りとします。

- ① スマホピジョンサービス用のウェブサイト(以下「当該ウェブサイト」といいます。)の制作
- ② 当該ウェブサイト公開に関する作業

第2条 (契約の成立)

本サービスを利用しようとする者(以下「契約者」といいます。)が当社指定の申込書により本サービスを申込み、当社が次の各号の事項を記載した書面(以下「当該書面」といいます。)を契約者に発行することをもって、本サービス利用契約は成立します。本サービス利用契約成立後は、契約者には本利用約款が適用されるものとします。

- ① 当該ウェブサイトの作成日程
- ② 本サービスの対価の額および支払日
- ③ 当社および契約者の本サービス履行のための連絡、確認を行う担当者(以下「連絡担当者」といいます。)の氏名および連絡先

第3条 (情報の提供)

契約者は、当該ウェブサイトの製作をするために必要な一切の情報またはデータ(以下「当該データ」といいます。)を当該書面に記載の期日までに当社に提供するものとします。

2. 当社は、前項で受領した当該データをもとに当該ウェブサイトを製作するものし、製作以外の目的に使用しないものとします。
3. 当該データの権利処理は契約者の責任で行うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 万一当該ウェブサイトに関して第三者から異議、苦情等の申立あるいは実費または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には、弁護士費用を含めて、契約者の責任と負担においてこれを処理し、当社には一切迷惑、損害をかけないものとします。

第4条 (再委託)

当社は、本サービスの一部または全部を第三者に委託することができるものとします。

第5条 (納品)

当社は、当該書面に記載の期日までに、スマホピジョンサービスを提供するサーバーに当該ウェブサイトのデータをアップロードすることにより、当該ウェブサイトのデータを納品するものとします。但し、第3条第1項の当該データの提供が、期日を過ぎても行われなかった場合、納品の期日は当該遅延日数分延長されるものとします。

2. 当社が前項のアップロードを行った場合は、電子メールその他の方法で契約者の連絡担当者に通知いたします。

第6条 (検査)

契約者は、前条による当該ウェブサイトの納品後10日以内に、予め定めた方法で、当該ウェブサイトを検査し、当該ウェブサイト上に瑕疵があった場合は当社に通知を行うものとします。当社は、当該瑕疵が当社の責によるものと当社が認めた場合に限り、無償で当該瑕疵の修正を行うものとします。

第7条 (権利の帰属)

当該ウェブサイトについて生じた著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、契約者に帰属するものとします。但し、当社が当該ウェブサイトのために新たに制作したもの(商標、キャラクターを含む)の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)その他一切の権利は、当社に帰属するものとします。

第8条 (保証)

当社は、当該ウェブサイトが第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害しない事について、一切保証しないものとします。

第9条 (対価)

契約者は当社に対し、本サービスに基づく一切の対価として、当該書面に記載の対価を支払うものとします。

2. 前項の対価は、当該書面に記載の支払日に当社が指定する方法により支払うものとします。

第10条 (権利義務譲渡禁止)

契約者は、本契約上の地位並びに本契約から生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、あるいは担保に供しないものとします。

第11条 (協議)

本利用約款に定めのない事項については協議の上解決するものとします。

第12条 (管轄)

本利用約款に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

本利用契約約款は、平成28年1月8日から実施します。

MXモバイルリング株式会社
東京都江東区豊洲三丁目2番24号